

金沢子ども

第三次

読書推進プラン21

～「子ども読書のまち金沢」をめざして～



金沢市・金沢市教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、想像力と創造力を育みます。

乳幼児期の読書は、親や家族など読み手と子どもが1冊の絵本を楽しみながら、心を通わせ人への信頼感を育てます。

学齢期には、様々な物語や広い世界の出来事を知り、共感や感動を味わいながら、想像力や他者を思いやる心を大きく育てます。そして、美しい言葉やたくさんの知識を蓄え、自分を顧み、自分で考える力が鍛えられ、未来を築く創造力につながります。

読書は、情報メディアが発達して子どもの身近なところに新しい機器があふれても変わらずに続く人間的な営みです。そして、子どもたちを本の世界へいざない、子どもが本に親しんで読書習慣を身に付けられる環境を整えることは、社会全体で取り組まなければならない努めであると考えております。

金沢子ども読書推進プラン21は、家庭・地域・企業・学校・行政が連携しながら子どもの成長段階に合った読書環境を整備するための行動計画・行動指針を示しています。

金沢市は、このプランに基づいて各行動主体と連携しながら積極的に施策を展開してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

プランの策定にあたり、ご審議を重ねられご提言をいただいた金沢市子ども読書活動推進会議委員の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民並びに関係の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成26年3月

金沢市長 山野之義

目 次

計画策定の趣旨	P 1
基本方針	P 3
計画の目標	P 4
現状・課題・取り組み	P 6
1. 家 庭	P 6
2. 地 域	P 7
3. 企 業	P11
4. 学 校	P14
5. 行 政	P20
「金沢子ども読書推進プラン21（第三次）」の推進体制と 計画の点検・評価	P 31
「金沢子ども読書推進プラン21（第三次）」に関する 審議経過	P 32
資 料	P 34
子どもの読書活動の推進に関する法律	P 34
子どもの幸せと健やかな成長を図るための 社会の役割に関する条例	P 36

計画策定の趣旨

計画の目的

子どもの読書の重要性に鑑み、国は平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定して、施策の方向性を示しました。

金沢市においては、平成13年12月に「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」を制定し、平成15年3月には「金沢子どもを育む行動計画」を策定しました。

「金沢子ども読書推進プラン21」は、これらの法律、条例の精神を受け、読書活動を通じて子どもが心豊かに健やかに成長することを願い平成16年3月に策定されたものであり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自ら進んで読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、企業、学校、行政の各主体が取り組む読書活動推進に関する方向性や行動内容を示すものです。

第二次計画までの成果と課題

平成16年3月に策定した「金沢子ども読書推進プラン21」は平成20年度で計画期間を終了しましたが、平成21年3月に第二次プランを策定し、平成20年に開館した玉川こども図書館の取り組みや、子どもを取り巻く社会環境の新たな変化にも即した行動計画を示しました。

第二次計画期間までの主な成果

- 平成20年に玉川こども図書館、平成23年に金沢海みらい図書館が開館し、自動車文庫と合わせて児童へのサービス網が広がり、市立図書館全館における15歳以下の人口一人当たりの児童書の蔵書冊数は、平成19年度の2.9冊から平成24年度には4.4冊に増加した。
- 平成22年から市立図書館と福祉健康センター、市民ボランティア団体が協働して「はじめまして絵本事業」を実施。3か月児健康診査を受診する98%の赤ちゃんと保護者が絵本の読み聞かせとファーストブックの配布を受けている。

また、平成24年度に実施した「はじめまして絵本事業」に関する実態調査の結果から、この事業開始によって家庭での読み聞かせを始める時期が早まり、また図書館を利用し始める時期も早まったことがわかった。

- 平成23年度から市立小中学校に学校図書館司書が配置され、平成25年度には40人の学校図書館司書が週2回から3回の割合で担当校に配置されている。

このことにより学校での読書活動が推進され、平成24年度の児童生徒一人当たりの年間貸出冊数は、平成22年度と比較して小学校では24.2冊から45.3冊に、中学校では3.2冊から6.6冊に増加した。

- 幼稚園・保育所・児童館・児童クラブでは、絵本・児童書コーナーの充実が図られ、教職員や地域の子ども文庫等ボランティアによる子どもへの本の読み聞かせやおはなし会の取り組みが定着した。
- 金沢市PTA協議会は、各小中学校の児童生徒と保護者及び教職員を対象にアンケート調査を実施し、その結果を基に小学生に向けたおすすめ本リスト「親子で読んでみまっし」、中学生に向けたおすすめ本リスト「読んでみまっし!～金沢市内の中学生が選んだ心に残るこの1冊!!」を制作し、全小中学生に配布した。

第三次プランにおける主な課題

- 家庭内に様々な情報メディアが浸透したことで、インターネット等の新しいメディアへの接触時間が増えると同時に、家庭において大人が子どもと共に読書を楽しむ時間は減少する傾向にある。今後も情報メディアは多様化しさらに普及していくことは自明のことである。子どもに読書習慣を持たせるためには、親や保護者に対して読書活動の意義を伝え家庭における読書環境の整備を啓発していくことが必要である。
- 各行動主体が子どもの読書活動を積極的に推進したことにより、施設等の環境整備や基本的な取り組みは定着が進んだ。今後は各行動主体がそれぞれの特徴を活かしながら相互に連携して事業の実施や人材育成等を行うことで、新しい事業展開が図られ、地域社会全体での機運の醸成にもつながることが期待される。
また、そのために玉川こども図書館は推進拠点として機能することが求められる。

計画期間

平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間

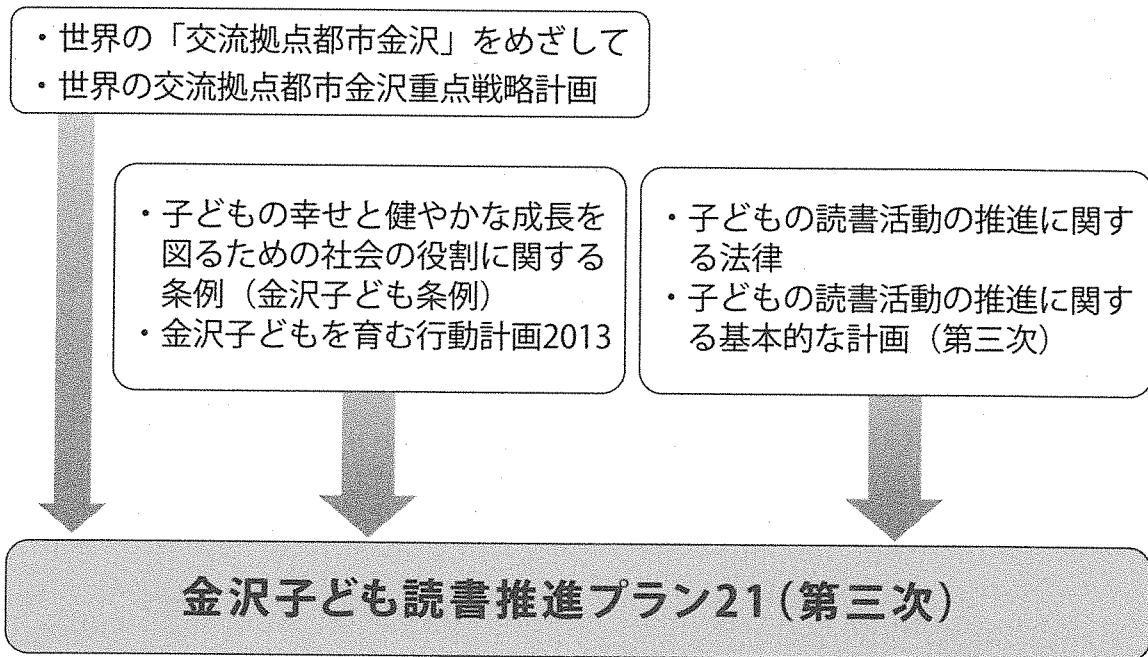
対象年齢

0歳～15歳（ただし、16歳～18歳にも配慮する）

基本方針

計画の位置づけ

- 本計画は、「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」の具現化を図るため、「金沢子どもを育む行動計画2013」に基づき策定された金沢市の推進計画です。
- 本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」に基づき策定された金沢市の推進計画です。



計画策定の視点

- 子どもの成長の過程や生活の実態を踏まえること
- 保護者や教職員、保育士、図書館員等の責任と役割を示すこと
- 計画を推進するうえで指針となる具体性を持つこと
- 着実に成果をあげることがめざしながら、大きな課題に対しては長期的な展望に立つこと

計 画 の 目 標

1 大人の意識啓発

すべての大人が子どもの読書に関心と理解を深め、子どもと本を結びつけることは大人の責任と役割であることを認識すること

2 子どもへの働きかけ

子どもの読書へのいざないと子どもの読書習慣の育成に努めること

3 環境整備

子どもの成長段階やさまざまな生活場面に応じ、子どもの求める本や適切な本に出会える機会や環境整備に努めること

4 人材育成

子どもの読書活動を支える人材を育てること

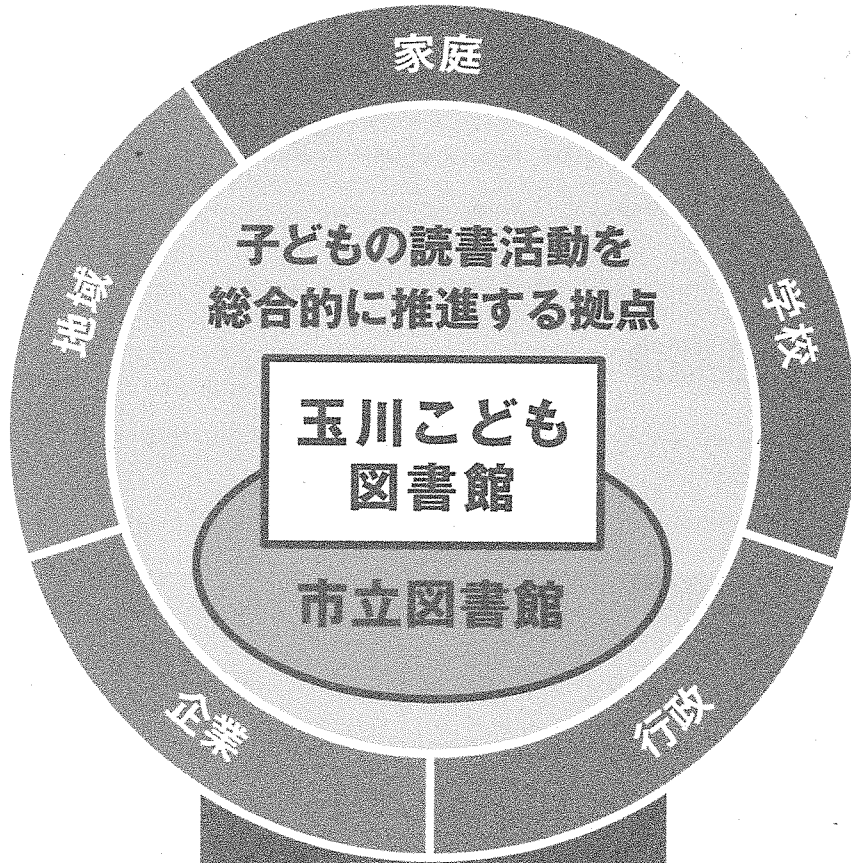
5 連携協力

子どもの読書に関わる人たちが連携・協力しあって、子どもの読書活動をすすめること

6 国際理解

子どもたちが本を通して知り得た数多くの知識や情報を基に、世界へと視野を広げることができるように促すこと

「金沢子ども読書推進プラン21(第三次)」計画イメージ



社会が一体となった
取り組み

計画の目標

大人の
意識啓発

子どもへの
働きかけ

環境整備

人材育成

連携協力

国際理解

子ども読書のまち金沢

現状・課題・取り組み

◆取り組みについて

- ・児童館、児童クラブ、子ども文庫、小・中学校、幼稚園、保育所、PTA・育友会、図書館、行政の取り組みは、各行動主体が取りまとめた行動計画です。
- ・家庭、読書関係団体・グループ、企業の取り組みは、それぞれの状況に応じて取り組むことが望ましい行動指針です。

1 家庭

役割

家庭は、子どもが家族の愛情を受けながら健やかに養育されるべき場所で、子どもにとって生活の基盤である。子どもが読書習慣を形成する上で、最も関わりが深いのは家庭であり、保護者からの積極的かつ継続的な働きかけが重要であるといえる。

そのため保護者は、幼いときから子どもの読書に対する興味や関心を引き出すよう働きかけ、本の楽しさを共有し、読書が日常の生活の中に位置づけられるよう配慮していくことが望ましい。

また、それと同時に保護者自身が読書活動の意義を認識し、日頃から読書に親しむことも重要である。身近な大人が本に親しむ姿は、子どもが読書に興味を持つきっかけとなり得るものであり、その後の自主的な読書や生涯にわたる読書習慣の形成につながることを期待される。

現状・課題

社会全体が、読書に関する取り組みを拡充してきたことにより、子どもの読書環境は以前より整ってきている。しかし一方で、本をよく読む子どもと読まない子どもとの二極化が進んでいることが大きな課題となっている。この背景には、各家庭の読書に対する意識の差がひとつの要因として考えられる。

年代別に見ると、乳幼児期における絵本の読み聞かせは、親子の大切なコミュニケーションであり、子どもの感性や心を育むために極めて重要な活動であるといえる。これについては、「はじめまして絵本事業」の開始により、早い時期から絵本の読み聞かせが行われるようになってきている。しかし、未だ読み聞かせが行われていない家庭も少なからず存在する。核家族化が進む中で、子育てに悩みを持つ保護者も増加していることから、読み聞かせを含む社会全体の家庭教育支援が求められている。

また、就学児については、スマートフォンやゲーム、インターネット等の様々な情報メディアの普及に伴い、子どもを取り巻く生活環境は大きく変容しつつある。保護者は、子どもの読書時間を確保し、日常的に本と接することができるよう家庭での読書環境を整えることが必要である。

取り組み（行動指針）【○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み】

大人
の
意識啓発

- 保護者自身が読書をするよう心がける。
- 図書館や子ども文庫、書店等で実施する講演会や研修会、おはなし会等に積極的に参加する。
- 幼稚園や保育所、学校、図書館等が提供している子どもの読書に関する情報を積極的に収集する。

子どもへの
働きかけ

- 子どもの発達に応じて、絵本の読み聞かせや一緒に本を読むなどの活動を継続的に行い、本の楽しさを共有するように努める。
- 子どもが多様な本と出会うきっかけを与えるとともに、本の魅力を伝え、子どもの読書習慣の定着に努める。

環境整備

- 図書館や書店に出向き、子どもが本に親しむ機会を創出するとともに、家庭において本が身近な存在として常にある環境を整える。

2 地域

(1) 児童館

役割

他年齢との関わりの場となる児童館の特徴を生かし、読書から言葉を学び、思考力、想像力、思いやりと豊かな心を育むとともに生きる力を身につけるよう読書を推進する。

現状・課題

児童館31館のうち19館は児童クラブと併設されていて、図書室は多目的スペースとして使われているのが現状である。しかし、読み聞かせや読書週間を設けるなどして、子どもの読書活動を定期的に継続している。未就学児にも児童厚生員が読み聞かせを積極的に行っているほか、保護者にも読み聞かせをしてもらっている。地域で子どもの読書活動をしている人と連携する機会を求めているが、相互に情報交換する場がない。

取り組み 【○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み】

大人
の
意識啓発

- 子どもを取り巻く大人が読書活動に理解と関心を深めていくように、子育て講座等で読書活動の意義や大切さについて啓発していく。
- ◎児童館だよりの中に、図書のコーナーを設ける。

子どもへの
働きかけ

- 子どもが楽しみながら本に親しむ機会となるように、幼児向け小学生向けにおはなし会を継続していく。

環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●児童厚生員は子どもと一緒に読書や読み聞かせをして、子どもに考えを深めたり、感じさせるように働きかける。 ◎子ども図書委員を決め、貸出しや修理本の整理等をしてもらう。 ◎図書を購入するときは、子どものリクエストを取り入れる。 <ul style="list-style-type: none"> ○いつでも自主的に読書活動ができるように分類分けやコーナー作りを充実させる。 ●幼児向け絵本は移動式の本棚を使用するなど、発達段階に応じて本棚の配置を考えて読みやすい読書環境を整える。
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○児童厚生員は、絵本や物語に親しむための活動が積極的に行えるよう、読み聞かせや読書指導の研修会、講演会に参加する。
連携協力	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の読書ボランティアに働きかけて児童館でのおはなし会などを協力して行う。母親クラブとも連携し、読み聞かせについて情報交換を行う。 ◎地域の団体等と連携し、読書を通じた交流を深める。
国際理解	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域に在住している外国人等を招いて、母国語で読み聞かせをしてもらい言葉の響きを楽しんだり、世界各国の民話を聞いて海外に興味関心を高められる機会を設ける。

(2) 児童クラブ

役割

児童クラブは、日中保護者が家庭にいない小学生に適切な遊びや集団生活の場を与え、子どもの健全な育成に努めている。児童クラブでは子どもが同世代の子どもたちと一緒に過ごすなか、のびのびと本が読める環境を整えることが大切である。

現状・課題

児童クラブは子どもが放課後を過ごす家庭的な施設である。指導員は、保護者に代わって子どもが読書習慣を身に付けることができるよう、読書の時間を設けたり、読み聞かせを行うなどして子どもたちに働きかけている。

児童クラブが所有する本の冊数は十分とは言えず古い本が多いため、子どもにとって魅力ある本が不足している。

指導員は、子どもの読書活動の推進に意欲的に取り組もうとしているが、図書や読書についての基本的な情報が不足している。

取り組み [○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

◎保護者へのお便り等を通じて、子どもの読書活動の大切さを伝える。

子どもへの働きかけ

○指導員やボランティアによる読み聞かせ等、子どもが本に親しみを持つための活動を行う。

○子どもが読書習慣を身に付けるために、読書の時間の確保に努め、学校図書館の利用日を決める等の働きかけをする。

○指導員は子ども同士と一緒に本を読み、読書の楽しみを共有することを大切にす。

○市立図書館が実施する「おいでよ図書館！児童クラブ招待事業」を利用するのみでなく、各児童クラブが、夏休み等に図書館に出向き図書館の活用方法を学ぶ。

○児童クラブ協議会は、各児童クラブに対しての呼びかけを実施し、市内の児童クラブが定期的に絵本の読み聞かせを実施することをめざす。

環境整備

○保護者の理解を得て図書購入費の確保に努め、市立図書館の団体貸出制度やリサイクル図書を活用し、子どものそばに魅力ある本がある環境をつくり、貸出も可能にする。

人材育成

○指導員の研修会に読書指導や図書に関するテーマを取り入れ、指導員の育成を図る。

(3) 子ども文庫

役割

子ども文庫は、個人や数人のグループが家庭や集会所において行っている読書活動であり、地域の子どもや大人を対象に、本の貸出し、おはなし会、読書会等を行ってきたが、近年は、地域の読書ボランティアの学びの場、活動やネットワークの拠点ともなっている。さらに、未就園児親子の育児支援的な役割も求められるようになってきている。

現状・課題

子ども文庫の県内の数は、平成19年度の53文庫をピークとして、平成25年度は41文庫となっており、減りつつある。また、従来行ってきた子どもへの本の貸出しをしている文庫は減少している。

しかし、子ども文庫の世話人は、子どもの読書に関する知識や経験を活かし、図書館や幼稚園、保育所、小学校、中学校における活動、さらに、未就園児親子のために行政が実施する読書普及活動及び育児支援活動に協力している。

近年増加している読書ボランティアや、地域の諸施設との連携が今後求められている。

取り組み [○は第二次プランから継続する取り組み/●は改善していく取り組み/◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 文庫に通う保護者に対して、読書の楽しさや大切さを伝えることを継続していく。
- 文庫連絡会は、子どもの本についての学びの場だけでなく、子どもの本に関心を持つ人たちのネットワーク網の機能を果たすことによって、子どもの読書活動推進の裾野を広げていく。

子どもへの働きかけ

- 各会員の状況に合わせて文庫を開催し、本の貸し出しやおはなし会を行う。
- 学校、幼稚園、保育所等、地域の諸施設において、出前おはなし会など、子どもが読書に親しむ様々な機会に協力する。

環境整備

- 一人ひとりの子どもが関心をもつ本を手渡せるように、文庫の状況に応じて蔵書を整える等努力する。また、家庭をはじめ子どもの身近なところに本を整えることの大切さを発信する。

人材育成

- 各文庫が地域に求められている状況に応じて、読書推進活動をしている人たちに、知識や経験を伝える等、活動の支援を行う。
- 文庫連絡会は、図書館や行政機関、諸施設が実施する読書推進事業に協力できるように、子どもの育ちや読書に関する学びを継続し、より開かれた学びの場となって、人材育成に寄与する。

連携協力

- 各文庫は、地域にある幼稚園、保育所、児童館、児童クラブの活動を知り、連携して子どもの読書に関する理解を深め、ともに推進していくように努める。
- 玉川こども図書館が連携の拠点として機能するように、事業に協力する。
- ◎各子ども文庫の所在地や活動内容の情報を発信し、子どもの本に関心を持つ人たちのネットワーク網を強化させる。

(4) 読書関係団体・グループ

役割

読書関係団体・グループによる情報発信や啓発活動等は、子どもの読書活動の裾野を広げるとともに、本やおはなし会を通して地域の文化を継承していくなど、地域での子どもの読書活動を支え、推進する大きな力となっている。

現状・課題

市内には多くの団体・グループが存在し、各団体はその目的に従い、子どもへの読書普

及活動や子どもの本に関する多種多様な活動を展開している。活動への理解者の拡張、及び後継者の育成により、ますますの発展が期待される。

主な活動内容は次のとおりである。

- ① 児童文学の創作・普及活動
- ② 創作童話等の募集
- ③ 童話集・民話集等の出版
- ④ 児童文学講座ほか各種講座の開催
- ⑤ 子どもの読書等に関する研究会の開催
- ⑥ 関連施設への講師派遣
- ⑦ おはなし会の実施
- ⑧ 読書感想文コンクールの開催
- ⑨ 書評の発表
- ⑩ 演劇・人形劇ほか関連イベントの開催

取り組み（行動指針） [○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発	○各団体・グループの活動を市民に広報することにより、参加者及び会員の増大を図る。
子どもへの働きかけ	○子どもに郷土の文化を伝える活動や、郷土に親しみを持つ気持ちを育む活動を行う。
環境整備	○自主的な運営により、多種多様な活動を行い、子どもの読書環境の整備に寄与する。
人材育成	○各団体は研修会等を実施して活動の内容を深める。
連携協力	○市立図書館等の関連情報収集や各行動主体の取り組みに協力する。

3 企業

(1) 書店・書店商業組合

役割

書店・書店商業組合は書籍の流通、販売を通して地域の文化を支え、文化の向上に寄与する役割を担っている。子どもの読書に関しても、家庭や学校などからの多種多様な書籍を求める声に応えるとともに、良質な本を普及させることにも努め、子どもの健全な育成に貢献する。

現状・課題

子どもの本専門店や大手書店では、数千冊の児童書を店頭に掲げ、定期的におはなし会や読み聞かせの会を行っている店舗もある。しかし、一般の書店の店頭に並ぶ児童書は、全体との比率では低い傾向がある。

営業活動で学校を訪問するときには、教職員に出版情報を提供している。

また、新聞社等との共催による子どもの読書関連イベント等を行っているが、「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」についての独自の取り組みはあまりなされていない。

新しいメディアの台頭の影響で児童書の出版、流通の状況は変化してきているなかで、子どもや子どもを育てる家庭に読書の楽しさを提案できる店舗を整備していくことが課題である。

取り組み（行動指針）【○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み】

大人の意識啓発	○広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め子どもの読書活動を推進するために、児童書を扱うイベントや「子ども読書の日」と「こどもの読書週間」の広報活動等を行う。
子どもへの働きかけ	○おはなし会や読み聞かせの会を実施し、読書の楽しみとともに本を紹介する活動を行う。
環境整備	○各書店の独自性を生かしながら児童書コーナーを充実させ、多種多様な本との出会いの場をつくり、本を選べる環境づくりに努める。 ○ベストセラーや新刊書のほか、親から子へ読み継いでいきたい本や定評ある本を常備し、顧客の相談に応じられる店員を配置する。 ○絶版となった良書に対する要望については、出版社に復刊を求める活動やオンデマンド版の出版情報を発信する。
連携協力	○学校、幼稚園、保育所の教職員に児童書の出版情報を提供する。 ○市立図書館に郷土関係資料の出版情報を提供する。 ○優れた読書活動を行う団体を表彰する。 ○金沢市が実施する「はじめまして絵本事業」に協力する。
国際理解	○市立図書館へ海外の児童書の流通情報を提供する。

(2) 新聞社・放送局

役割

広く社会に向けて、子どもの読書に関する情報を発信し、子どもの読書活動に対する関心を高めるうえで効果の高い働きをなす。また、社会が一体となって子どもの読書活動を

推し進めていくうえで必要となる世論の醸成に大きな役割を果たす。

現状・課題

新聞社・放送局のなかには、著名な絵本や児童図書の作家の講演会や絵本の原画展など多彩なイベントを開催するなど、子どもの読書に対する市民の関心を高める事業を積極的に実施しているところがある。

また、子どもの読書に関する情報やニュース、児童書や絵本の紹介を記事や放送の形で市民に提供している。

取り組み（行動指針） [○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人 の 意 識 啓 発	○新聞記事や放送を通し、広範囲の市民に子どもの読書に関する情報の提供等を行い、市民の意識啓発を図る。
子ども への 働 き か け	○子どもが読書に対する興味を喚起するような魅力ある事業やイベントを実施する。
連 携 協 力	○図書館や学校、各施設、子どもの読書活動を支援する団体の活動やイベントを新聞記事や放送により周知し、その活動を支援する。

(3) 一般企業

役割

一般企業は、社会貢献の一環や地域の一員として、子どもの読書活動を直接あるいは間接的に援助する。

また、従業員に対して子どもの読書活動の重要性を啓発、支援する。

現状・課題

一般企業においては、企業単独で、あるいは複数の企業が加盟する団体を通じて、学校や行政等に対し子どもの本の寄付を行うなど、子どもの読書活動に関わる援助を行っている。また、従業員への研修、教育や福利厚生活動の中で、子どもの読書活動に関わる啓発、支援を行っている。

しかし、一般企業が行う社会貢献活動、従業員教育などの活動範囲は広く、子どもの読書活動の啓発、支援はそのひとつであり、取り組む企業は多くはない。

取り組み（行動指針） [○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人 の 意 識 啓 発	○子どもの読書活動の推進に関わる施設や団体などに対し、会社施設の開放や従業員によるボランティア活動、イベント支援を行う。 ○従業員教育等の中で、子どもの読書への理解を深めるテーマを取り上げ
-----------------------------	---

	るとともに従業員が家庭内で行う取り組みを支援する。
子どもへの働きかけ	○子どもの読書活動の推進にも寄与する企業イベントを開催する。
環境整備	○子どもの読書活動を行っている施設等が必要とする図書や設備などの整備のための寄附を行う。
連携協力	○子どもの読書活動を推進するボランティア団体などに対し、活動支援を行う。

4 学校

(1) 小・中学校

役割

学習活動を通して児童生徒の言語能力を高め、読書活動や授業等で学校図書館を活用することを通して自ら学び考える力をつけさせるとともに、感性と創造力を豊かに育てる。

現状・課題

① 学校全体で取り組む学校図書館利活用

平成23年度から学校図書館司書が配置され、平成25年度は40名体制である。学校図書館長である校長のリーダーシップのもと、司書教諭が中心となって学校図書館司書と連携・協力し、それぞれの立場から学校図書館教育の推進を図っている。学校管理運営計画の中に学校図書館全体計画や利用年間計画を位置づけ、すべての教職員の意識の高揚や学校図書館を活用した指導の充実に努めている。年度当初には、学校図書館オリエンテーションを行い、児童生徒が図書館を利用し、読書に親しむきっかけづくりに取り組んでいる。

今後、司書教諭を中心に、学校全体で児童生徒の学習活動、読書活動をさらに推進していくことが重要である。しかし、司書教諭は学級担任や他の校務を兼任しており、図書館業務に携わる時間の確保が難しい状況がある。各学校における校内研修や研究会などを通じた教職員間の連携を促すこと、教職員の協力体制を確立すること、そして学校図書館司書と連携・協力することで、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう取り組む。

② 学校図書館の授業での活用

学校図書館は、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」と

しての機能を果たす。図書館資料を使った授業が日常的な指導として行われているが、国語科での利活用に偏重する傾向がある。国語科を中核としつつ、すべての教科等を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど、児童生徒の主体的な学習活動を支援する指導方法を広げるよう努めている。

③ 読書活動の推進

児童生徒の一番身近な読書施設である学校図書館は、楽しんで自発的に自由な読書が行える「読書センター」としての機能を果たす。本を選んで読む経験は、すべての児童生徒にとって重要であり、平成24年度には、ほぼ100%の小中学校で一斉読書活動が行われている。また、80%以上の小中学校で、教職員が本を手にする姿を示し、児童生徒の読書意欲の喚起に努めている。さらに、学校図書館司書等による読み聞かせや、推薦図書コーナーの設置、年度内に一定量の読書を推奨するなどの目標設定等を行っている。学校図書館の貸出冊数は、学校図書館司書の配置後に伸び率が大きくなっており、今後さらに伸ばす努力が必要である。小学校と中学校の平均冊数に差があるため、小中で一貫した取り組みを行い、進学後も継続して読書する児童生徒を増やしていく。

学校だけでなく、家庭における読書習慣を確立するため、家庭や地域との連携強化も必要である。平成25年度現在、1,000名を超える学校図書ボランティアが活動し、児童生徒への読み聞かせ、児童生徒の興味関心をひきつける掲示づくり、本の修理、本の整理等を担っている。今後もよりよい連携を深めていく。

④ 読書環境の整備

平成24年度より、外部講師の指導のもと学校図書館リニューアルを行い、学校図書館司書全員がリニューアルを経験した。今後は、各学校の現状に応じて、書架や図書の配置改善を行い、児童生徒が親しみやすく、調べ学習等授業に利用しやすい図書館整備を進めていく。

また、文部科学省が定める学校図書館図書標準の達成率は、学校により差がある。今後、すべての小中学校において100%に到達するとともに、古い図書の更新を計画的に進め、授業での利用を促進し、児童生徒の読書意欲を喚起することが必要である。

さらに、学校図書館は、児童生徒が教室内の固定された人間関係から離れて過ごしたり、年齢の異なる様々な人との関わりをもったりすることができる場である。校内における「心の居場所」として、児童生徒がリラックスして過ごせる環境を整えていく。

⑤ 特別支援教育における学校図書館の利活用

平成20年度に策定された金沢市特別支援教育指針に基づき、校内支援体制を構築し、児童生徒一人ひとりの教育的支援の充実を図っている。授業においては、児童生徒に応じた指導を行うため、それぞれの児童生徒の特性の把握、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成、教材・教具や指導法等の工夫を行っている。その中で、学校図書館資料を有効に活用することを心がけている。担当者が、適切な本を選択する情

報や知識を身に付け、指導に生きる資料を整備していくことが必要である。

取り組み [○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 保護者へ向け、学校図書館の活用状況について情報発信するとともに、家庭での読書習慣の定着を促す。

子どもへの働きかけ

- 授業のねらいや児童生徒の実態に応じて、学校図書館司書と協力し、学校図書館を活用した授業を実施する。
- 一斉読書について、朝礼や終礼の前後などに時間を確保して実施する。また、教職員が児童生徒とともに読書することで、読書の喜びを分かち合い、児童生徒のさらなる読書活動を促す。
- 児童生徒の読書習慣の確立のために、様々な図書に触れる機会を確保し、読書量の増加を図るとともに、個別の対応を行い読書への関心の高まりを促す。また、発達段階に応じた図書を紹介して読書の質を高める。
- 特別な支援を要する児童生徒の読書活動を促す。
- 図書委員会活動等、児童生徒が主体的に行動して読書活動を推進する機会を設ける。

環境整備

- 学校図書館の開館時間延長や、学級文庫の設置等、読書環境に配慮し、児童生徒を幅広い読書へと導く。
- 文部科学省策定による学校図書館図書標準の達成を図り、多種類の幅広い資料を児童生徒に提供するとともに、必要な分野においては新しい図書への更新を進める。
- 学校図書館のリニューアルを進め、児童生徒が使いやすいよう、本棚のレイアウトや本の配架方法を工夫し、授業での活用促進を図る。
- 特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒の発達段階に応じた選書や読書環境を工夫する。
- 司書教諭と学校図書館司書が中心となって、授業で活用する図書、並行読書で用いる図書、その他有用な図書やその情報を収集し、児童生徒や教職員に広める。

人材育成

- 学校図書館全体計画、利用年間計画、読書指導方針を策定し、それに沿った学校図書館運営を行うため、年度当初に教職員で共通理解を図る。
- 学校図書館の運営、授業での活用、読書の意義について、教職員で共通理解を図り、司書教諭を中心とする協力体制をつくる。

連携協力

- 司書教諭、学校図書館司書、学校図書ボランティアの連携を深める。

- PTAと連携して、読書推進の啓発に努める。
 - 他校の学校図書館や市立図書館と連携し、図書館資料の相互利用の促進、普及を図る。
- 国際理解
- 図書館資料を用いて、英語や総合的な学習の時間等で国際理解を深める。

(2) 幼稚園

役割

幼児期に、様々な絵本や物語、紙芝居等に親しむことで、幼児は新たな世界に興味、関心を広げるとともに、様々なことを想像する楽しみと出会うことができる。また、この体験を通じて人の様々な気持ちに触れ、他人の痛みや思いを知る機会ともなる。

このことを踏まえ、幼稚園は園内の読書環境の整備を進めるとともに、家庭での読書の大切さを啓発する。

現状・課題

各園において、それぞれ1,000冊～6,000冊の絵本や童話などを所蔵し、ほとんどの園で絵本コーナーの環境整備が進められ、毎日読み聞かせが行われている。

保育者は、多くの蔵書の中から園児の年齢や目的にあった本を選ぶための情報を求めており、蔵書の管理も課題となっている。

家庭における読み聞かせの推進については、それぞれの園の状況にあわせて行われており、園によって対応に大きな違いがある。

取り組み [○は第二次プランから継続する取り組み/●は改善していく取り組み/◎は新しい取り組み]

- | | |
|-----------|---|
| 大人の意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○保護者が子どもとともに絵本を読むことに関心を持てるように、園便りやクラス便り、保護者会等を活用する。 ◎絵本の貸し出し、読み聞かせボランティアなど、保護者が関わりを持つ活動などを積極的に取り入れる。 |
| 子どもへの働きかけ | <ul style="list-style-type: none"> ○指導計画の中に年齢に応じて興味関心のある絵本などを取り入れて、読み聞かせを積極的に行う。 ●子どもたちが想像力を豊かにし、遊びが展開できるように導き、自発的な読書へとつなげる。 |
| 環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○絵本コーナーを充実させ、子どもたちが絵本に親しみ、一人あるいは友達同士で絵本を見ることができるよう工夫する。 |
| 人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○絵本や読み聞かせ等に関する情報交換会や研修会に参加し、園内で伝達 |

を行い、資質向上に努める。

連携協力

- 図書館等から、新刊絵本や人気絵本などの情報を収集し活用する。
- 地域のボランティア、保護者のボランティアによる読み聞かせを実施する。
- 小学生、中学生、高校生、大学生による読み聞かせを取り入れる。

(3) 保育所

役割

乳幼児期の絵本は、役に立つ、ためになるといったものではなく、“楽しみ”そのものでなければならない。楽しみと喜びは、深く心に残り、豊かな心を育み、生涯にわたる読書活動の原動力となる。

そのために保育所は、在席児や保護者、地域の親子に絵本の素晴らしさを伝え、親子の触れ合いを深め、子どもの読書環境を整えるよう働きかける。

現状・課題

保育所では、絵本の読み聞かせを大切にしており、大人が子どもにやさしいまなざし、あたたかなぬくもり、心のこもった語りかけで読み聞かせすることが、心の栄養となるよう日々の保育のなかで取り入れている。

ほとんどの保育所で絵本コーナーが設置され、明るさ、収納、静けさなどを考慮し、いつでも手に取れる環境を整えている。

課題は、家庭での読み聞かせの充実であり、そのために絵本の貸出しや絵本に関する情報の発信が必要となる。

取り組み [○は第二次プランから継続する取り組み/●は改善していく取り組み/◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 参観日や園便り、ホームページ等を利用して保護者に絵本の魅力や読み聞かせの大切さを知らせ、親子で読み聞かせを楽しんだり、絵本についての知識を深める機会を設ける。また、絵本を貸出しすることにより、家庭での読み聞かせの意欲を喚起する。
- 地域の親子に、絵本の魅力や情報を提供し、意識啓発を図る。

子どもへの働きかけ

- 乳児期は、ひざの上に抱いて、静かに絵本を開き、読み聞かせする。好きな絵本は繰り返し読み聞かせ、満足感を大切にし、絵本の楽しさの定着を推進する。
- 幼児期は、絵本の読み聞かせを楽しむほか、クラス全員が同じ絵本の共通イメージが持てることから、絵本の世界をゴっこ遊びや構成遊びへと発展させ楽しむことで、自発的な読書活動につなげる。

環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○絵本コーナーで所蔵する絵本を手に取りたくなるような工夫をすることで、絵本に親しめる環境づくりを行う。 ○季節や生活場面、年齢や発達に応じて、保育室の絵本の入れ替えをし、適切な絵本に出会えるようカリキュラムを整える。 ◎絵本の世界をさまざまな遊びで表現できるよう、玩具を準備する。
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○絵本関係の研修に参加し、知識、読み聞かせの技能の向上に努める。
連携協力	<ul style="list-style-type: none"> ○各種団体と連携して子どもの読書活動を推進するため、情報を交換する。

(4) PTA・育友会

役割

主に在学中の保護者と教職員で構成されており、連携し、より良い教育環境の整備に努めている。また、学校と家庭、学校と地域を結ぶ中核的存在としての役割を担っている。読書推進については、大人への読書推進の意識高揚、家庭における子どもの読書時間の確保、学校、地域と連携し各所で実施される読書に関する事業の情報提供、参加推進を行う。

現状・課題

これまで、おすすめ本リスト「読んでみまっし」の制作、配布を通して読書推進に努めてきたが活用状況は把握していない。より充実を図るために活用状況や活用方法などの追跡調査を行い、改善に努める。その他、学校や保護者との意見交換を行い、小学生、中学生の読書環境の実態を把握し、読書時間の確保を図る施策を講じる。

(小学生)

小学生は学校図書館司書の配置により図書館の本の貸出冊数が増加しており、読書への意識が高まっている。しかし、家庭の読書に関する意識は高いとは言えない。PTAから保護者に向けて子どもの読書の必要性和読書時間の確保の呼びかけを行い、家庭教育学級などで読書活動に関する情報提供を更に充実させることが必要である。併せて、様々な事業において「読んでみまっし」の活用を推進する。

(中学生)

中学生は読書時間が小学生時よりも減少する傾向にある。原因の一つとして、急速に進む高度情報化社会で、インターネットや携帯電話など、情報メディアの利用に関する様々な問題が指摘されている。今後は、子どもの読書時間の確保のためにも、学校、地域と連携し、保護者や子どもに対し情報メディアの問題に関する教育や啓発を推進していく必要がある。

取り組み 【○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み】

大人の
意識啓発

- 大人の読書に対する意識高揚を図るために、研修会や研究大会、広報誌を通じて、家庭における子どもの読書時間を確保するように呼びかけ、読書に関する情報提供、情報メディアの問題に関する啓発を推進する。
- 家庭教育学級で読書に関する内容を学ぶ機会をつくる。
- ◎「読んでみまっし」活用状況に関する実態調査を実施する。

子どもへの
働きかけ

- ◎「読んでみまっし」改訂3版を発行する。
- ◎子どもたちがおすすめ本を紹介し合うなど、「読んでみまっし」を活用した読書推進事業を展開する。

連携協力

- 学校や地域と連携して「読んでみまっし」の活用を推進するとともに、各所で実施される読書に関する事業の情報を保護者に提供し、参加を呼びかける。

5 行政

行政（市）は、教育・福祉をはじめとする各部局の連携を図りながら、子どもの読書活動推進に積極的に取り組むとともに、各家庭、地域、企業、学校の子どもの読書活動推進に関する取り組みを促し支援する。

（1）玉川こども図書館

役割

玉川こども図書館は、豊かな心と社会性を身に付けた子どもの育成を図るとともに、子どもたちの感性、想像力、生きる力などの基盤となる読解力や言語力の充実を図る機関として設置された、子どものための図書館である。その特性を活かして、未来の金沢を担う子どもたちの読書活動を総合的に推進する拠点として、次の3つの機能を果たすことをめざしている。

1. たくさんの子どもが本に親しめる拠点としての機能
2. 親子が楽しく学んで、活動する拠点としての機能
3. 子どもの読書活動に携わる人たちのネットワークの拠点としての機能

現状・課題

① 読書環境の整備・充実

開館当初の蔵書目標は11万冊だったが、積極的な蔵書整備と寄贈受入により約10万冊を所蔵し、さらに書庫を増設したことにより13万冊を新たな蔵書目標としている。

開館当初は玉川図書館から移管した幼児から小学生向けの児童書が中心であったが、中学生の読書や興味関心の広がりに応えられる図書、郷土に関する学習に活用できる資料、学校図書館司書、司書教諭、地域のボランティア等子どもの読書に携わる大人の活動に役立つ図書の充実が必要である。

また、館内標示や装飾等も、利用者の要望を取り入れながら子どもが図書館に親しみを持つことができるように配慮していくことが求められる。

② 子どもの各年代に応じた読書活動の推進

乳児から中学生までの年代ごとに、親子の触れ合いや様々な体験活動を通じて、文学や科学、芸術、世界の言語や文化への関心を高める催しを実施して、広く生涯学習の場としての図書館との関わりを経験する機会を設けている。

子どもや親子の興味関心の変化を取り入れながら、企画や内容を吟味して、質の高い体験ができるように工夫を加えていく必要がある。

③ 学校図書館への支援と学校との連携

学校における読書指導や教科学習における図書資料の利活用は、学校図書館司書の配置により量的、質的に向上しつつある。玉川こども図書館は、学校との連携、支援の拠点として学校支援用図書約1万冊を所蔵し、学校への貸出搬送・回収をするほか、学校図書館司書や司書教諭等からの相談にも応じている。

しかし、学校での図書資料利用の活性化とともに要望が多様化する傾向にあり、これに合わせて必要とされる図書の整備をさらに進めることが求められる。

また、学校招待事業等を実施して、学校への支援をさらに強化していく必要がある。

④ 子どもの読書活動に携わる人たちのネットワークの拠点としての活動

子どもが本に親しみ読書活動を推進するためには、大人の働きかけが重要である。玉川こども図書館は、家庭、地域、学校、企業、行政など子どもを取り巻く社会全体において、子どもの読書活動への理解や推進への機運を醸成し、子どもの読書活動を推進する活動を支援し、発展させていく拠点としての役割を果たすために、子どもの読書活動に関する情報の収集と提供が必要である。特に地域や企業における任意の活動は非常に流動的であり、地域社会へ向けて継続的に啓発広報を行う必要がある。

取り組み [○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人
の
意
識
啓
発

- 絵本や児童文学の作家を招いて、講演会や絵本原画展等を開催して、市民が絵本や児童書に対する興味関心を高める機会を創出する。
- 3か月児健康診査会場で「はじめまして絵本事業」を実施し、乳幼児期から絵本を介して親子の心がふれあう子育てを支援する。この事業を、市立図書館、福祉健康センター、市民団体と協働で実施することで地域社会の家庭読書への理解関心を高める。

子どもへの
働きかけ

- 子どもが乳幼児期から図書館に来館し、読み聞かせや子育てに役立つ情報に触れると同時に、家庭読書と図書館利用の習慣化が行われる事業を実施する。
- おすすめ本の紹介等、子どもの読書に関する情報を発信する。
- おはなし会等、絵本や物語を直接子どもに紹介して手渡す機会を数多く設ける。
- 館内の展示コーナーや様々な催し物などの機会を利用して、子どもが年代ごとに適した良書と出会うことができるように本の紹介を行うとともに、日常的なサービスにおいても利用者に対して良書・適書を紹介する。
- 豊かな感性を育む体験型プログラムを展開して、子どもが様々な体験と読書活動をつなぐことができるよう働きかけ、生涯学習施設である図書館を利活用する素地を育てる。
- 金沢の歴史や伝統文化、偉人の事績等を知り、地元の文学に親しむ機会をつくる。
- 子どもが主体となった事業や、子どもが読書を通じて得た感想や発見を発表する機会をつくる。

環境整備

- 利用しやすく楽しい読書空間づくりを行う。
- 良書・名作を選択して豊富に整備するとともに、子どもの発達段階に対応する本、子どもの多岐にわたる興味、関心に沿う本を広く整備する。
- 金沢の風土の中で生まれた郷土の文化や文学を知り親しむことができるように、郷土資料を積極的に収集し提供する。
- 専門機関と連携して、障害のある子どもに対応した図書館サービスを実施するとともに、障害のある子どもに対応した資料を整備する。
- 学校図書館司書、司書教諭、学校図書ボランティア、幼稚園教諭、保育士、子ども文庫スタッフ等子どもの読書活動に携わる大人の活動や研修に役立つ資料を収集整備する。

人材育成

- 学校指導課、教育プラザ富樫と連携して、学校図書館司書や司書教諭等の研修支援や情報提供を積極的に行い、学校教育への支援と連携を行う。
- 幼稚園教諭、保育士を対象に子どもの読書活動に関する理解を深めるための講習会や情報提供を行う。
- 児童館児童厚生員や児童クラブの指導員等を対象に子どもの読書活動に関する理解を深めるための講習会や情報提供を行う。
- 市立図書館の児童サービス担当者が、児童サービスのあり方や児童書の選書等の知識や技能向上のための研修や情報交換を行う場を設け、市立図書館の児童サービス全般の向上を図る。

連携協力

- 学校図書ボランティアの研修実施に協力するとともに、地域で子どもの読書活動に携わるボランティアを対象に研修を実施する。
- 学校における一斉読書等の読書推進活動や教科学習への活用のための図書を整備充実させ、学校への貸出図書搬送事業と、レファレンスサービス等の学校図書館支援を充実させる。
- 学校、幼稚園、保育所、児童館、児童クラブ等と連携して図書館への招待事業を実施して、公共図書館の利用指導と図書館利用のきっかけづくりを行う。
- 市PTA協議会と連携して、家庭における読書環境の整備や読書習慣定着のための取り組みを行う。
- 子どもの読書活動の推進に賛同する企業と連携を進めるとともに、様々な機会を通じて、次世代を担う健やかな子どもを育てる読書の重要性を伝える。
- 教育委員会各課、教育プラザ富樫、こども福祉課、福祉健康センター等子どもの成長に関わる関係課をはじめ、市役所各課や各種団体と連携して、子どもの読書活動推進の中核として機能する。
- 隣接する玉川図書館と連携して、子どもが児童書から一般書へと読書の範囲を広げていけるように支援する。
- ◎子どもの読書活動を推進する拠点として、情報の収集と提供を行うとともに、各行動主体の連携を円滑にするための活動を行う。

国際理解

- 子どもたちの国際感覚を養い、国際的な視野を広げるために、世界各国の絵本を収集整備し展示するとともに、市内在住のネイティブスピーカーや留学生等との連携により、世界の諸言語と出会う体験を設ける。
- 子どもたちが図書等を通じて世界各国の文化や生活への関心を高め、国際理解を深められる図書を整備する。
- 世界各国で出版される絵本の展示会や、世界的な賞を受賞した絵本や作家の図書の展示会を開催する。

(2) 市立図書館

役割

生涯にわたって人が豊かに生きていくための読書や学習を保障する機関として、市立図書館が子どもの読書活動のために担う役割は大きい。市立図書館は、子どもや保護者、学校、地域に働きかけ、読書活動の推進を行う拠点となる。

現状・課題

① 読書環境の整備・充実

玉川こども図書館や金沢海みらい図書館の開館により、市立図書館が7館となり、自動車文庫と合わせて子どもたちへの図書館サービス網は広がったといえる。今後は、良書・名作を中心に図書館資料をより一層整備し、多様化する利用者の要望に応えられるように図書館サービスの更なる充実を図る必要がある。

② 読書活動の推進

図書館での催し物は、子どもが図書館を訪れ読書の楽しさを知るきっかけになるものである。このため、各図書館が施設や立地環境などを活かした各種行事を行うことが重要である。今後は大規模な行事のほかに、各年齢層に合わせたおはなし会を継続的に開催していくなど、よりきめ細かく子どもたちに配慮し質を向上させていくことにより、幅広い年齢層に読書の楽しさを伝える活動を続けていく必要がある。

③ 学校・諸団体との協力

小・中学校に学校図書館司書が配置され学校図書館の充実が図られてきた。市立図書館は、子どもたちのより深い知識欲を満足させるために、学校図書館への支援を続けていく必要がある。また、幼稚園、保育所、児童クラブなどの招待事業を今後も行い、多くの子どもたちに図書館や本の楽しさを伝えていかなければいけない。さらに金沢市役所各課や各種団体と協力して、より広い情報の伝達や読書推進活動を図っていく必要がある。

④ 啓発・広報

子どもの成長に関わる大人への啓発・広報は重要である。市立図書館は、保護者を対象とした行事や親子で参加できる行事の開催により、子どもの読書の大切さを伝える活動を行っている。今後は、他団体と連携することでさらに効果的に広報活動を行うとともに、図書に関する情報等を発信していくことが求められている。

取り組み [○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- おはなし会等に保護者も参加してもらうことにより、子どもが読書習慣を身につけることの大切さを啓発する。
- 様々な展示会を催して、多くの市民が図書館や子どもの読書活動に関心を持つ機会をつくる。
- 保護者の児童書選書の手助けになるように、図書館発行のチラシ等で児童書の情報を提供する。
- 「はじめまして絵本事業」を通じて、保護者に読み聞かせや絵本の重要性を理解してもらい、家庭での読み聞かせにつなげる。

子どもへの働きかけ

- 多くの子どもたちの興味を引くような行事を開催して、図書館へ来館するきっかけをつくとともに、継続的に各年齢向けのおはなし会を開催し、読書への導きとする。
- 各種の体験型行事等を行い、子どもが様々な分野に興味関心を広げられるように働きかける。
- 幼稚園、保育所、学校、児童クラブなどを招待し、図書館に来館してもらうことにより、図書館の利用につなげる。
- 本の展示や行事に合わせた本の紹介などを行い、子どもたちが図書を知る機会を作る。
- 調べ学習支援や図書館の利用指導を行い、図書館を活用する能力を育成する。
- ◎子どもが主体となった事業を実施する。

環境整備

- 図書館資料は、子どものニーズに応えられるように考慮し、子どもの成長にあった適切な資料を整備していく。
- ヤングアダルト世代に対する図書の整備に配慮する。
- 図書館に来館することができない子どものために自動車文庫、遠隔地小学校への巡回、団体貸出を行う。
- 障害のある子どもに適切に対応できるようなサービスを行う。

人材育成

- 子どもと接する児童サービス担当職員は、知識と技能習得に努める。図書館は、職員の研修機会の確保に配慮する。
- 図書館ボランティアの活動を支援する。

連携協力

- 各種団体へ団体貸出など、読書活動推進のための援助を行う。
- 学校、幼稚園、保育所、児童館、児童クラブなどと連携して図書館招待事業を行う。
- 子どもたちに知識等を伝達し読書活動を推進するため、金沢市役所各課や各種団体等と行事協力や広報協力を行う。
- ◎近隣の学校等への協力を拡大するなど、地域に密着した図書館活動を行う。

国際理解

- 外国語の児童書を整備する。
- 幼い時から外国語に親しむために、英語やその他の外国語によるおはなし会を開催するなど、外国語と触れる機会を作る。

(3) 生涯学習課

役割

子どもの読書への関心を高め、さらに「読み」、「理解し」、「活用する」能力を高めていくために、家庭、地域教育推進事業を通じて、家庭、地域、学校の読書活動を支援していく。

現状・課題

第二次プランの期間中に、10年ぶりとなる「こども金沢市史」の改訂発刊を実施し、学校、市立図書館に配置した。この図書をテキストとしている「ジュニアかなざわ検定」も受検者数が順調に増加しており、子どもが図書を読み、理解する力を養う機会となっている。

地域のボランティアによる学校支援事業においては、図書館ボランティアに取り組む学校が多く学校図書館の環境充実に寄与している。

家庭教育学級での読み聞かせの普及は、ある程度の保護者が取り組んでいるが、多様なメニューが展開されるなか、限定的なものになった。

取り組み 〔○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み〕

大人の意識啓発

- 家庭教育学級等において、読み聞かせや朗読等に取り組むよう勧める。
- 子どもと大人のための生涯学習情報誌「みまっ誌」に図書館等で実施される子どもの読書に関する事業を積極的に掲載し、市民に情報を提供する。

子どもへの働きかけ 連携協力

- 「こども金沢市史」等を活用した子どもの歴史文化学習を推進する。
- 生涯学習人材バンクへ、読み聞かせや子どもの読書推進に関する講師の登録を継続する。
- 学校支援地域本部事業を展開する。

(4) 学校教育部

役割

学校図書館利活用の推進について、学校へ指導・助言を行う。

現状・課題

平成23年度から配置した学校図書館司書を活用し、読書環境の充実と読書活動の推進を図っている。学校図書館の授業での活用をさらに進めるため、学校図書館総括等が市立すべての小中学校において、図書館を活用した授業の参観を行い、活用についての理解を

深めている。学校図書館の貸出冊数は、平成24年度の年間1人当たり小学校45.3冊、中学校6.6冊である。学校図書館司書の配置後に伸び率が大きくなっており、今後さらに伸ばす努力が必要である。児童生徒の読書活動に関わる司書教諭、学校図書館司書、学校図書ボランティアを対象に研修会を行い、スキルアップに努めている。平成24年度の学校図書館図書標準達成率は、小学校99.6%、中学校94.3%であった。児童生徒の多様な興味関心に応えるため、すべての小中学校で100%に到達するよう働きかける。

取り組み [○は第二次プランから継続する取り組み/●は改善していく取り組み/◎は新しい取り組み]

環境整備

○第8次図書整備計画を策定し、すべての小中学校において、文部科学省が定める学校図書館図書標準100%達成を目指し、読書の質の向上につなげる。

人材育成

- 学校図書館司書の適正な配置を行い、適宜研修を実施して、学校図書館司書の資質・能力の向上を図る。
- 学校図書館総括等による授業参観と、管理職、司書教諭、学校図書館司書との懇談を行い、現場の状況を把握するとともに、授業でのより良い活用について理解を深められるようにする。
- 研修会や連絡会等で、学校図書館の積極的な活用について指導・助言を行う。
- 学校図書ボランティアの活動に関する理解を深め、学校との連携を強化するために研修会を実施する。
- 学校図書館司書の定例研修会や「学校図書館サポートだより」等で、授業での活用事例について周知を図る。

連携協力

- 学校図書館運営に対する相談体制を強化する。
- 市立図書館と学校図書館の連携を促進する。

(5) 教育プラザ

役割

教育と福祉の連携による子どもたちの育ちを一貫してサポートする拠点として、地域教育、子育て、研修など様々な機能を兼ね備えた教育プラザでは、活動や交流のための場所の提供やそれぞれの機能を活かした事業展開を通して、子どもの読書活動推進を支援する。

現状・課題

子どもたちの育成に関わる諸団体に対し、貸室という形で活動の場を無償で提供している。また、子育てに関する情報交換の場として子育て広場を設置している。小・中学校の

教職員、幼稚園教諭、保育士が自主的に行う学習の場として、ティーチャーサポートセンターを設置している。

プラザの利用団体と連携して毎月開催している「わいわいバザール」において、紙芝居や読み聞かせのイベントを定期的に開催している。子ども情報室では子どもが自由に児童書やパソコンを利用できる。

取り組み [○は第二次プランから継続する取り組み/●は改善していく取り組み/◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 子育て広場で開催している「育児相談会」の親子ふれあいタイムの中で、親子に対して絵本の紹介と読み聞かせを実施する。
- 「わいわいバザール」で布絵本等を展示し、親子に対して幼児向け図書についての興味を喚起する。また、アーティストによる読み聞かせや、紙芝居サークルによる紙芝居の上演会、育児サークルによるパネルシアター等を定期的に開催し、遊びに来る親子に対して、読書に対する関心を高める。
- ◎家族の絆を深めるための絵本教室を開催する。

環境整備

- 子ども情報室やティーチャーサポートセンターの図書を充実させ、それぞれの目的にそった資料環境を整備する。

人材育成

- 司書教諭及び図書館担当教諭向けの研修内容をさらに充実させる。
- 小・中学校の教職員に対しても読書教育に関する研修を行うとともに、幼稚園教諭、保育士に対して読み聞かせに関する研修を実施し、乳幼児から中学生まで一貫した読書教育を推し進める。

連携協力

- ◎子ども広場の運営を委託している大学と連携して、講演会、イベント等を通じて、子育て広場を利用している市民の方々へ読書のすばらしさを周知する活動を行う。

国際理解

- ◎留学生等による読み聞かせイベントを開催し、諸外国に対する理解を深める。

(6) こども福祉課

役割

子ども・子育て支援の一環として、絵本と触れ合う機会を提供する。

現状・課題

こども広場等に絵本を整備しているが、傷みが激しくなっているため、更新が必要

である。

近年、求められている子育て情報は多種多様となっており、子どもの読書に関する情報も発信していくことが必要である。

取り組み [○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発	○子どもの読書活動を行っている機関の紹介を子育て情報として市民に提供して、読み聞かせ等を通じた親子のコミュニケーションの重要性を伝える。
環境整備	●県外市外からの来場者が2割を超える金沢駅こどもらんどでは、2015年春の北陸新幹線金沢開業に伴い、利用者数の増加が見込まれることから、現在設置している絵本を更新する等、親子が集う場所として環境を整えていく。
人材育成	◎地域子育てサロンや出前サロンを実施しているNPOなどの活動団体に対し、「読み聞かせ」に関する指導者研修を開催する。
連携協力	○玉川こども図書館に、子育て支援事業等に関する情報を提供し、拠点としての機能を支援する。

(7) 福祉健康センター

役割

子どもの健やかな成長を促す視点から、乳幼児健診や子育てに関する相談、教室などを実施している。第二次プランに引き続き、主に健診や各種教室等のために来所する乳幼児の保護者に対し読書活動の普及、啓発を行う。

現状・課題

乳幼児健診時に保育士による読み聞かせを実施しているほか、こども広場や育児教室、父と子のふれあい教室等において、読み聞かせボランティアや保育士などが講演や読み聞かせを実施して、家庭での読み聞かせを推奨している。乳幼児健診会場には、「0歳から2歳ころまでのおすすめ本リスト」や、おすすめ本を展示している。駅西こども広場横の「駅西えほんルーム」には、約400冊の絵本を自由に読めるように配置している。見本として展示している絵本等は利用が多く痛みが激しい。

取り組み [○は第二次プランから継続する取り組み／●は改善していく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発	○健診時や子育て教室において読書関連の講演などを盛り込む。また、図書館利用や読書への誘導を念頭においた子育て相談を実施する。
---------	--

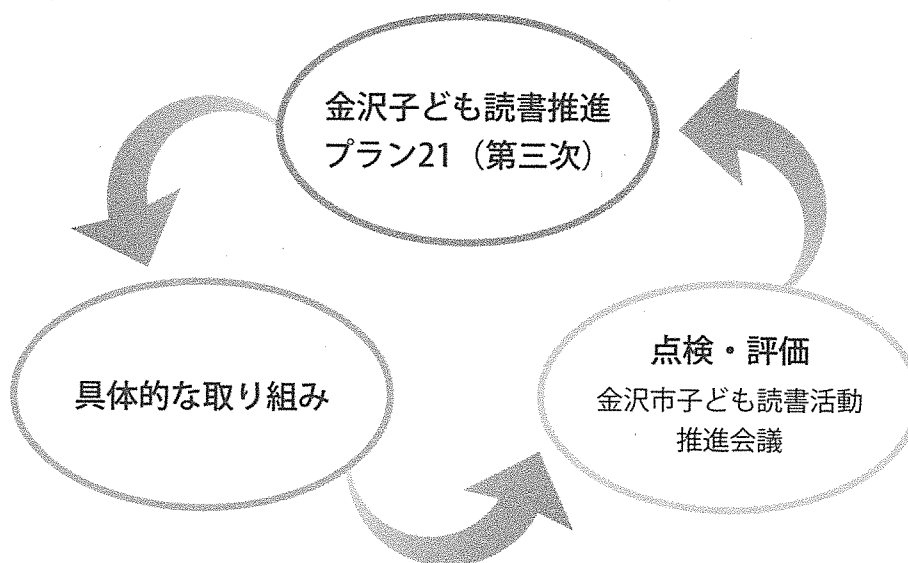
- 既存の各種教室では、熱心な聴講の姿がみられるので、一層内容を充実させる。
 - 健診時は、待ち時間に保育士などが絵本の読み聞かせを実施し、子どもの読書に関連した啓発パンフレット等を配布し関心を高める。
 - 市立図書館と連携して「はじめまして絵本事業」を実施し、絵本を介して赤ちゃんと保護者が心ふれあう楽しいひとときを体験し、親子の絆を育むきっかけづくりを行う。
- 子どもへの働きかけ
- 絵本コーナーの雰囲気づくりや飾り付けを子どもの興味をひくように定期的に改善を図る。
- 環境整備
- 汚れたり破損した絵本を随時新しく更新し、良書を紹介する。
- 人材育成
- ボランティアによる読み聞かせ会の回数を増やす。
- 連携協力
- 玉川こども図書館や地域のボランティアと連携して、絵本コーナー等での読み聞かせ活動を行う。

「金沢子ども読書推進プラン21（第三次）」の推進体制と計画の点検・評価

「金沢子ども読書推進プラン21（第三次）」の具現化を積極的、効果的に進めていくためには、家庭、地域、企業、学校、行政の一体となった取り組みと、情報を共有しお互いに協力しあう体制の確立が必要である。

このため、「金沢市子ども読書活動推進会議」において、関係者間の情報交換等を図るとともに、各方面での取り組みの進捗状況や実施結果を点検・評価し、読書活動のより良い推進を協議する。

推進計画策定後のイメージ図



「金沢子ども読書推進 プラン21（第三次）」 に関する審議経過

- 平成25年7月8日 第1回金沢市子ども読書活動推進会議
 平成25年10月3日 金沢子ども読書推進プラン21改訂のための意見交換会
 平成25年12月3日 第2回金沢市子ども読書活動推進会議
 平成25年12月24日～平成26年1月24日
 パブリックコメントの実施
 平成26年2月14日 第3回金沢市子ども読書活動推進会議
 平成26年2月18日 金沢市子ども読書活動推進会議から提言書提出

金沢市子ども読書活動推進会議委員名簿

(平成26年3月)

委員長	中島 秀雄	金沢市社会教育委員
委員	上野ひとみ	金沢市児童館児童厚生員会
	折川 司	金沢大学人間社会学域学校教育学類教授
	篠原恵美子	金沢市小学校校長会
	島田裕香子	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会
		保育部会保育士会
	志村由紀子	石川子ども文庫連絡会
	田中 敬人	金沢市PTA協議会
	出村るり子	石川県私立幼稚園協会金沢支部
	目ヶ谷直人	金沢市中学校校長会
	吉本 隆史	金沢市児童クラブ協議会

(五十音順、敬称略)

金沢市子ども読書活動推進会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 「金沢子ども読書推進プラン21」（以下「推進プラン」という。）に基づき、推進プランを積極的、効果的に進め、子どもが読書に親しめる環境を作るために、金沢市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 推進会議は、子どもの読書活動に関する情報交換等を図るとともに、各方面での取り組みの進捗状況や実施結果を報告し、子どもの読書活動の推進を協議する。

（委員会の組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1）子どもの読書活動に関する機関及び団体を代表する者
- （2）子どもの育成に関し識見を有する者
- （3）その他教育委員会が適当であると認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、初回に限り平成18年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第5条 推進会議に、委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

【平成13年法律第154号】

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報

告するとともに、表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公立図書館等の整備充実を努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

子どもの幸せと健やかな成長を図るための 社会の役割に関する条例（金沢子ども条例）

【平成13年12月19日条例第73号】

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもを取り巻く社会環境の変化に対応した新しい時代の子どもの育成について、その基本理念、大人の責務、基本的な施策等を明らかにすることにより、金沢コミュニティが一体となって子どもの育成に主体的にかかわっていく中で、次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね15歳未満の者をいう。

2 この条例において「金沢コミュニティ」とは、金沢を愛する心が育んできた住民相互の高い連帯意識と福祉、環境、教育等のさまざまな分野にわたり相互に力を合わせて住みよいまちづくりを進めてきた公私協働の土壌が培われた本市固有の地域社会をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの育成は、金沢コミュニティを形成する家庭、地域、学校、企業、行政等のすべてが、子どもの育成に責任を有することを認識し、その役割に応じて主体的に子どもの育成にかかわっていくとともに、すべての子どもの幸せと健やかな成長を図るという共通の目的の下に相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

2 子どもの育成は、子どもの人格を尊重し、子どもが社会において保障されるべきさまざまな権利を有していることを認識するとともに、自ら考え、判断し、行動する力、健やかで思いやりのある心、金沢を愛する心、社会の一員としての責任感及び世界に通ずる広い視野と豊かな国際感覚を持つ子どもを育てることを基本として行われなければならない。

3 子どもの育成は、大人が、日常生活における大人の行動等が子どもに大きな影響を与えることを認識し、一人ひとりが自らの行動等を省みながら、自らを律することにより行われなければならない。

第2章 子どもの育成に関する大人の責務

（家庭の責務）

第4条 保護者は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの行動及び人格の形成に最も大きな責任を負うことを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、基本的な生活習慣や社会的な決まりを守る意識を子どもが身に付けることができるようにしながら、子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、成長段階に応じて子どもとの適切な距離を保ちながら、家庭内における意思の疎通を図るよう努めるものとする。

(地域の責務)

第5条 地域の住民及び町会その他の地域関係団体（以下「地域の住民等」という。）は、基本理念にのっとり、健やかな子どもの育成に地域の主体的なかかわりが果たす役割の大切さを認識し、地域の住民等の高い連帯意識を生かし、又は培いながら、子どもの育成のために相互に連携し、及び協力して、地域の伝統行事等への子どもの参加に関する活動、ボランティア活動をはじめとする社会体験活動その他の地域における子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 地域の住民等は、基本理念にのっとり、地域において子どもを見守り、かつ、子どもへの声かけ等を行うことを通して、子どもとのかかわりを深めるよう努めるとともに、社会的な決まりに反し、又は他人に迷惑を及ぼすような子どもの行動に対しては、これを改めるよう注意と指導をするなど、地域全体としての取組を行うよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第6条 幼稚園及び保育所は、基本理念にのっとり、集団の中での遊び等を通して、人間としての基礎的な社会性を育み、子どもの心身の発達を助長するものとする。

- 2 小学校、中学校その他の義務教育諸学校は、基本理念にのっとり、集団生活を通して、社会性、基礎学力、自ら学び、考える力等を子どもが心身の発達に応じて身に付けることができるようにするものとする。

(企業の責務)

第7条 企業（企業以外の事業活動を営むすべてのものを含む。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、子どもを育てる家庭と企業とのかかわりや子どもの豊かな社会性を育むことについての企業の役割の大切さを認識し、企業で働く保護者とその子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、地域の住民等、学校等が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するための施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 3 市は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、企業等における子どもの育成に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう総合的な調整を行うものとする。

第3章 子どもの育成に関する基本的な施策等

(子どもを育む行動計画の策定)

第9条 市は、子どもの育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもを育む行動計画（以下「行動計画」という。）を定めるものとする。

- 2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 家庭教育の充実及び子どもの育成に関する家庭への支援等に関する事項
- (2) 子どもの育成に関する地域の活動への支援等に関する事項
- (3) 学校教育等の充実に関する事項
- (4) 子どもの育成への企業のかかわりの促進等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子どもの育成を推進するために必要な事項
(子どもの自然体験活動等の充実等)

第10条 市、地域の住民等、学校等は、子どもの自然体験活動、社会体験活動、国際交流活動等の充実を図るとともに、これらの活動等を通して、年齢、世代、文化等を超えた人と人との広い交流の機会を確保するよう努めるものとする。

(子どもの自主的な活動への支援等)

第11条 市、地域の住民等、学校等は、スポーツ、科学、伝統文化等に関する子どもの自主的な活動を支援するとともに、子どもの自主的な企画及び運営による活動が行われるための機会を確保するよう努めるものとする。

(子どもの健全育成事業)

第12条 市は、子どもの健全な育成を図るための事業をより充実するとともに、子どもの健全な日常活動の積極的な推進を図るため、子どもの国内及び国外への派遣研修、善行表彰等の事業を実施するものとする。

(子どもに関する相談体制の充実等)

第13条 市は、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う市の機関の密接な連携を図り、子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもに関する相談を行う市以外の機関、市民団体等との連携を深めることにより、虐待の防止、子どもの育成に係る相談体制の充実等に努めるものとする。

(金沢子ども週間)

第14条 金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するため、金沢子ども週間を次のように定める。

時期	趣旨
10月の第2日曜日からその直後の土曜日までの7日間	家庭、地域等における子どもとのふれあいを通して、大人が子どもに目を向け、共に話し合い、理解を深めるとともに、子どもの育成についての大人の役割の大切さを認識する。

第4章 子どもの育成についての推進体制

(金沢子どもを育む行動推進委員会)

第15条 金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するため、金沢子どもを育む行動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第16条 委員会は、行動計画に関する事項等について審議するとともに、この条例に基づく施策を総合的に推進するために必要な事項について協議するものとする。

(組織等)

第17条 委員会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、子どもの育成に関し識見を有する者、関係行政機関の職員及び本市の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第5章 雑則

(15歳以上18歳未満の者についての配慮)

第18条 この条例の施行に当たっては、子どもから大人への成長過程にあるおおむね15歳以上18歳未満の者についても、その心身の発達に応じて高まる自立性が尊重されながら、社会性、自ら考え、判断し、行動する力等の大人として必要な資質がさらに育まれるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 金沢市青少年問題協議会設置条例(昭和37年条例第2号)
 - (2) 金沢市児童健全育成事業条例(昭和54年条例第1号)
- 3 金沢市の基金の設置及び管理に関する条例(昭和39年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]



金沢子ども読書推進プラン21 (第三次)

平成26年3月
発行／金沢市・金沢市教育委員会

この冊子についてのお問い合わせは

金沢市立玉川こども図書館

〒920-0863 金沢市玉川町2-2
電話 076-262-0415 FAX 076-262-0424
E-mail : kodomo_lib@city.kanazawa.lg.jp